

令和 8 年度第 1 回労働者安全衛生対策部会 追加質問・意見

福島県原子力安全対策課

項目 (資料番号、頁番号等)	専門委員等からの追加意見・コメント	東京電力の回答
資料 5－2 資料 P 5	不適切事例の枠内に案内者に関する記載がありません。 案内者には一時立入者が予期しない放射線被ばくや放射性物質による身体汚染を防護する役割があると承知しています。 案内者が適切に業務を行っていれば、一時立入者が管理区域内で手袋を外して素手になることを防止できたのではないかと考えますが、案内者のふるまいに問題はなかったのでしょうか。	案内者は、放射線防護に関するふるまいの意識が足りていなかったことが確認されており、案内者としての適切な業務を一部実施できていなかったと考えています。
資料 5－2 資料 P 5	案内者のふるまいに問題が見られた場合、追加で対策が必要と思料します。また、問題がなくとも今回対策が一次立入者のみに焦点が絞られており、案内者においても不適合事象を防ぐために何かしらの対策が必要と考えますが、方針や対応案等がありますか。	対策として、案内者に対する「放射線防護に関するふるまい」の教育を実施するとともに、管理区域入域前に案内者が遵守すべき事項を再確認する運用を行っております。